滑　川　町　　No. 4

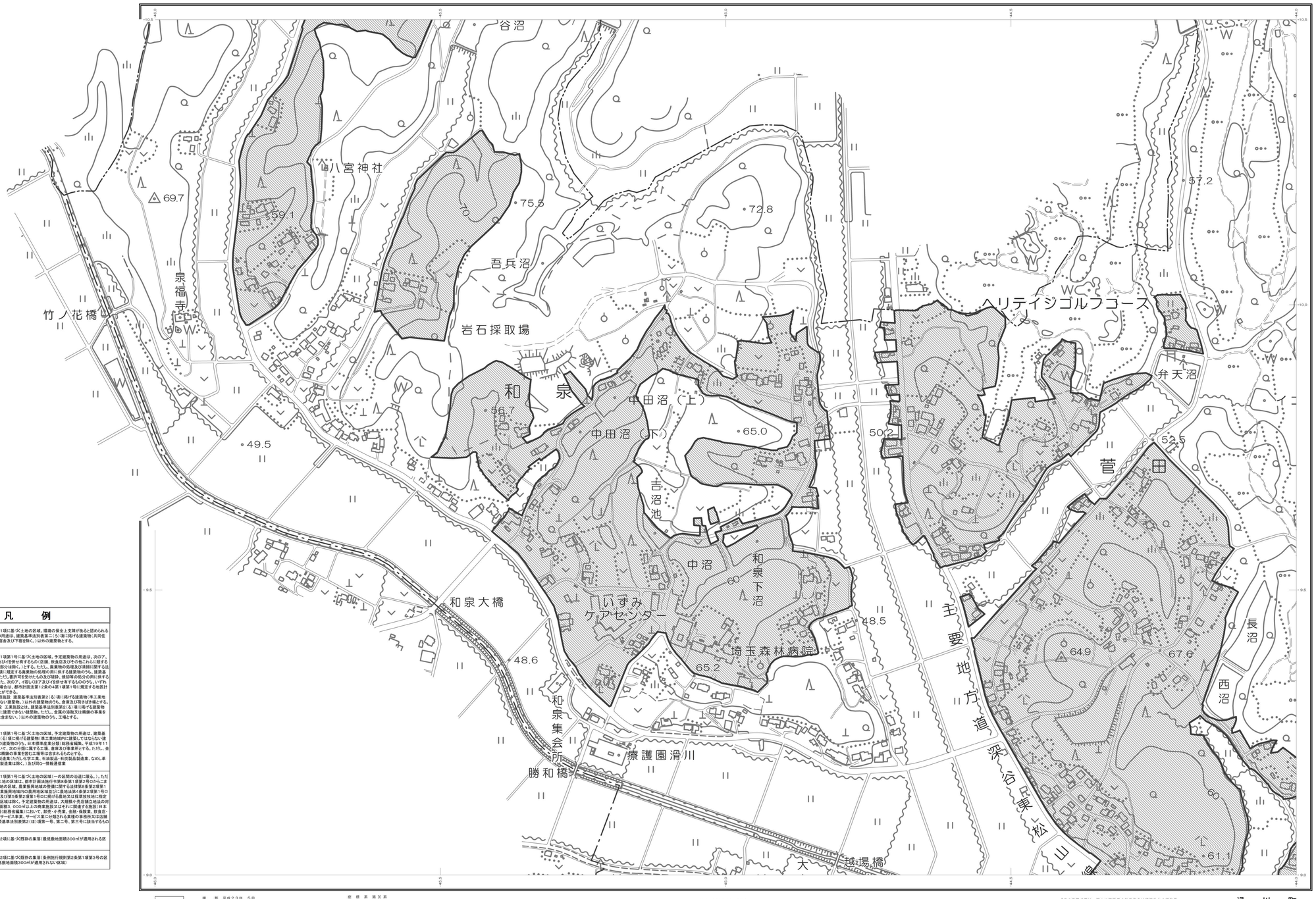

凡　例

朱塗り	条例第5条第1項に基づく土地の区域。環境の保全と支障があると認められる予定建築物の用途は、建築基準法別表第二(ろ)項に掲げる建築物(共同住宅、長屋、寄宿舎及び下宿を除く。)以外の建築物とする。
	条例第7条第1項第1号に基づく土地の区域。予定建築物の用途は、次のア、イ若しくはア及びイを伴う有すると(店舗、飲食店及びその他これらに類する用途に供する部分は除く。)とする。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物の処理の用に供する建築物のうち、建築基準法第51条ただし書許可を受けたもの及び破砕、焼却等の処分の用に供するものを除く。また、次のア、イ若しくはア及びイを伴う有するもののうち、いずれか1を除かする場合は、都市計画法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画を定めることができる。 ア　流通業務施設　建築基準法別表第2(る)項に掲げる建築物(準工業地域に建築できない建築物。)以外の建築物のうち、倉庫及び荷さばき場とする。 イ　工業施設　工業施設とは、建築基準法別表第2(る)項に掲げる建築物(準工業地域に建築できない建築物。ただし、金属の溶融又は精錬の事業を営む工場等は含まない。)以外の建築物のうち、工場とする。
	条例第7条第1項第1号に基づく土地の区域。予定建築物の用途は、建築基準法別表第2(る)項に掲げる建築物(準工業地域内に建築してはならない建築物。)以外の建築物のうち、日本標準産業分類(総務省編集、平成19年11月改定)において、次の分類に属する工場、倉庫及び事業所とする。ただし、金属の溶融又は精錬の事業を営む工場等は含まれるものとする。 大分類E－製造業(ただし化学工業、石油製品・石炭製品製造業、なめし革製造業、武器製造業は除く。)及びG9Gu－情報通信業
	条例第7条第1項第1号に基づく土地の区域(一の区間の辺道に限る。)。ただし、指定した土地の区域は、都市計画法施行令第8条第1項第2号のかっこまで)に掲げる土地の区域、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に定める農業振興地域内の農用地区域又は(1)農地法第4条第2項第1号の規定に掲げる農地及び第5条第2項第1号の(1)に掲げる農地又は採草放牧地に指定された土地の区域は除く。予定建築物の用途は、大規模小売店舗立地法の対象となる店舗面積(1、000㎡以上の商業施設又はそれに関連する施設(日本標準産業分類(総務省編集)において、卸売・小売業、金融・保険業、飲食店・宿泊業、複合サービス事業、サービス業(分類される業種の事務所又は店舗(いずれも建築基準法別表第2(は)項第一号、第二号、第三号に該当するものは除く。))
	条例第7条第2項に基づく既存の集落(最低敷地面積300㎡が適用される区域)
	条例第7条第2項に基づく既存の集落(条例施行規則第2条第1項第3号の区域として、最低敷地面積300㎡が適用されない区域)

索　引　図

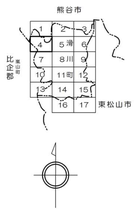

記　号

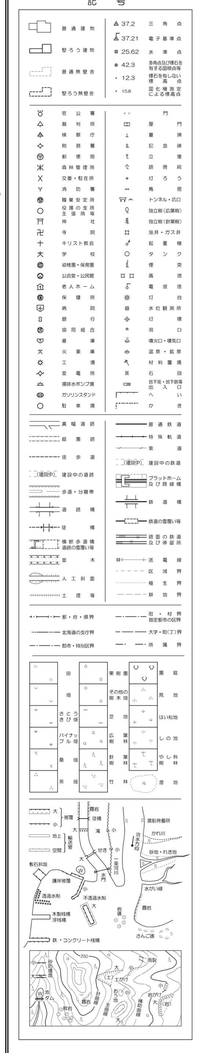

4

撮　影　平成23年　5月
測　図　平成24年　2月
調　製　平成23年10月
一部修正　令和　元年　7月

座標系第Ⅸ系区域
等高線　2m間隔

縮尺 1：2,500

0　50　100　200　300　400　500m

「この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである
（助言番号）平23 関公 第595号」

滑　川　町